

# 県民泊まってお出かけキャンペーン やまがた夏旅

## 取扱マニュアル

〈クーポン取扱い加盟店〉

令和3年5月28日



やまがた春旅事務局

# 目次

1. はじめに	2-3
2. やまがた夏旅制度概要	4-5
3. 夏旅クーポンの精算について	6
4. その他	7
5. スタートキットを事務局から受け取り確認する	8
6. 事前の準備	9
7. お客様からやまがた夏旅クーポンを受け取る	10
8. やまがた夏旅クーポンを旅行者から受け取り後の処理	11

# はじめに

## 参加する事業者として遵守すべき事項（参加条件）

- ①業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること
- ②山形県（市町村）からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと
- ③取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと
- ④感染症の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と山形県が実施する感染症対策の措置に協力すること
- ⑤登録を受けた事業者が上記①から④の条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取消すこととする

## やまがた春旅からやまがた夏旅への移行にあたり

- ・6月より夏旅クーポン利用開始となりますが、やまがた春旅クーポン（2,000円券）も継続してご利用いただけます。
- お客様は以下4種類のクーポンを持参しますので、有効期限をご確認の上收受するよう予め従業員様へのご連絡をお願い致します。



宿泊証明書 業  
県民泊まってお出かけキャンペーン  
～やまがた夏旅クーポン～ 2,000円分

宿泊日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 宿泊日から7日以内有効	令和 年 月 日
宿泊施設名	印		

旅行会社名  
印

利用者様 署名欄  
お住いの市町村 日暮

署名欄  
フルネームで記入ください

夏旅クーポン／利用可能



日帰り旅行証明書 業  
県民泊まってお出かけキャンペーン  
～やまがた夏旅クーポン～ 2,000円分

旅行日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 旅行日から7日以内有効	令和 年 月 日
旅行会社名	印		

利用者様 署名欄  
お住いの市町村 日暮

署名欄  
フルネームで記入ください

夏旅クーポン／利用可能



宿泊証明書 業  
県民泊まってお出かけキャンペーン  
～やまがた春旅クーポン～ 2,000円分

宿泊日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 宿泊日から7日以内有効	令和 年 月 日
宿泊施設名	印		

旅行会社名  
印

利用者様 署名欄  
お住いの市町村 日暮

署名欄  
フルネームで記入ください

春旅クーポン／利用可能



日帰り旅行証明書 業  
県民泊まってお出かけキャンペーン  
～やまがた春旅クーポン～ 2,000円分

旅行日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 旅行日から7日以内有効	令和 年 月 日
旅行会社名	印		

利用者様 署名欄  
お住いの市町村 日暮

署名欄  
フルネームで記入ください

春旅クーポン／利用可能

## はじめに

- (1) 名 称 県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～
- (2) 実施期間 6月1日（火）から12月31日（金）旅行（宿泊）分まで  
但し、8月31日（火）までに予約、販売された旅行に限ります。  
※夏旅クーポン最終利用期限は1月6日（木）（※12月31日旅行（宿泊））  
※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出されている市町村にお住まいの方、  
及び対象市町村に所在する宿泊施設について本キャンペーンを適用した宿泊・  
旅行はできません。（ご予約は可能です）
- (3) 利用対象者 山形県内在住者（限定）
- (4) 割引内容

### ①やまがた夏旅クーポン

- ・宿泊施設は、お客様のチェックイン時に宿泊証明書を発行。

※旅行代理店を経由した予約であっても、宿泊証明書は宿泊施設において発行するものとする。

- ・お客様は、宿泊証明書をやまがた春旅クーポン（2,000円/人泊、宿泊料金に関わらず定額）として観光立寄施設等（利用可能施設はキャンペーンHPに記載）で利用が可能。なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、やまがた春旅事務局（以下「事務局」という。）までお問い合わせください。

※夏旅クーポンを宿泊代金に充当することはできません。

## (キャンペーン参画条件)

次の(1)から(7)までの全ての条件を満たす必要がある。

(1) 山形県観光者数調査対象施設を基本に、県内の観光地にある観光立寄施設等(道の駅、博物館、体験施設、飲食店、土産物店等)であること。

(2) 関係法令等

① 「山形県暴力団排除条例」(平成23年県条例第26号)を遵守すること。

② その他公序良俗に反しないこと

上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがある。

(3) 山形県が参加事業者の事業内容が本事業の目的に適合していると判断すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る「業種別の感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、分科会における提言など政府の感染拡大防止策及び山形県から示す感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講じること。

(5) やまがた春旅クーポンについて適正な取扱いができること。

① 利用者が有効期限内にクーポンを持参した場合は、額面分の物品の販売、貸付、サービスの提供を行うこと。

② クーポンを利用した場合の価格や、条件(利用できる商品やサービスなど)を明確に説明できること。

③ 参加店舗表示等を店舗等の使用者に見やすい場所に掲示すること。

④ 利用したクーポンに参加店名称等を記載すること。

⑤ 利用者が偽造等によりクーポンを不正に使用した疑いがある場合は、受け取りを拒否し、速やかに連絡すること。

⑥ クーポンを利用した適正な商品やサービスの精算ができること。

⑦ 利用者の個人情報を適正に管理できること。

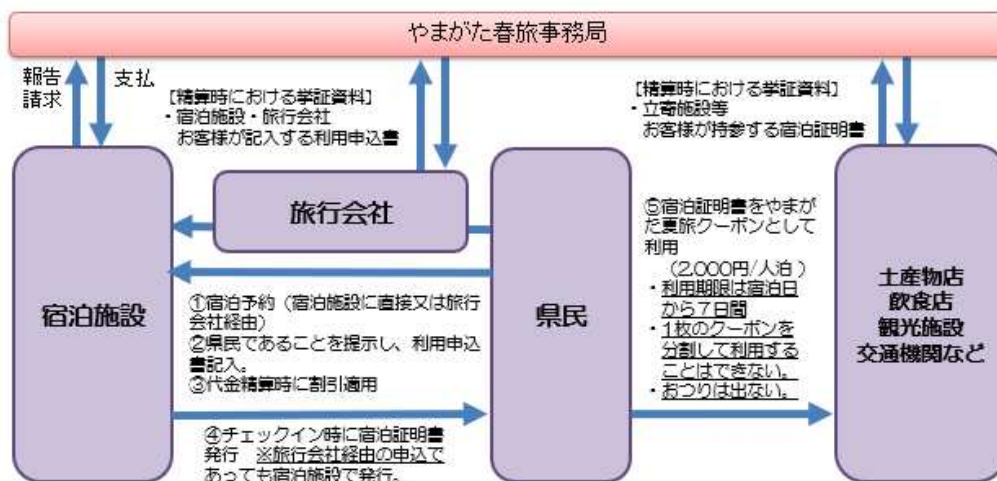
(6) 山形県及び受注者がクーポン事業に関して調査等を行う場合、報告等の協力をする事。

(7) その他、クーポン事業に関して、「県民泊まってお出かけキャンペーン事業」実施要綱及び山形県と受注者からの指示を遵守すること。

## 【事業スキーム図】

### 県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～【宿泊】

- ◆ 宿泊割引クーポン: 1,000円の割引クーポンを500円で購入可能
  - ※ 4,000円以上の宿泊プラン・宿泊付旅行商品が対象
  - ※ 1人1泊につき10枚(最大5,000円割引)まで利用可
  - ※ 県民泊まって元気キャンペーン、新・県民泊まって応援キャンペーンとの併用不可
  - ※ 各施設、旅行会社ごとにクーポンがなくなり次第終了
- ◆ やまがた夏旅クーポン(地域共通クーポン): 1人1泊につき2,000円分のクーポンを付与

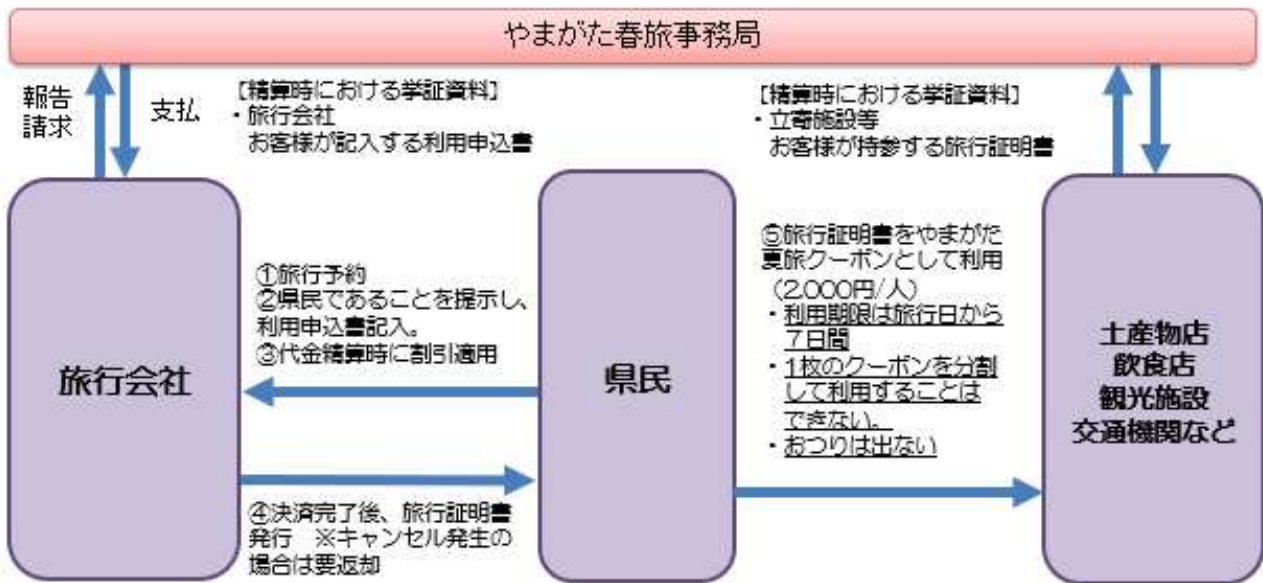


# やまがた夏旅 制度概要

## 【事業スキーム図】

### 県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～【日帰り】

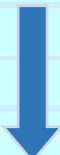
- ◆日帰り旅行…旅行会社が取扱う観光地、飲食店、温泉等を含む、宿泊を伴わない4,000円以上の日帰り旅行商品が対象
- ◆日帰り旅行割引クーポン:1,000円の割引クーポンを500円で購入可能  
※1人1旅行につき10枚(最大5,000円割引)まで利用可  
※旅行会社ごとにクーポンがなくなり次第終了
- ◆やまがた夏旅クーポン(地域共通クーポン):1人1泊につき2,000円分のクーポンを付与



※別途6月8日着予定にて送付します精算マニュアルをご確認ください。

## 1. 精算について

### 精算の流れ

- ①お客様から提出された夏旅クーポンを確認
  - ②クーポン加盟店からの換金請求
  - ③事務局にて審査
  - ④登録口座へ振込
- 

### 換金スケジュール

	1回目	2回目	3回目	4回目
締め日 (提出期限)	6月30日(水)	7月15日(木)	7月30日(金)	8月13日(金)
振込予定日	7月30日(金)	8月13日(金)	8月31日(火)	9月15日(水)
	5回目	6回目	7回目	8回目
締め日 (提出期限)	8月31日(火)	9月15日(水)	9月30日(木)	10月15日(金)
振込予定日	9月30日(木)	10月15日(金)	10月29日(金)	11月15日(月)
	9回目	10回目	11回目	12回目
締め日 (提出期限)	10月29日(金)	11月15日(月)	11月30日(火)	12月15日(水)
振込予定日	11月30日(火)	12月15日(水)	12月27日(月)	1月14日(金)
	13回目	14回目		
締め日 (提出期限)	12月31日(金)	1月14日(金)		
振込予定日	1月31日(月)	1月31日(月)		

- ・換金は、事務局が指定する締め日までに送付されたクーポンについて、締め日（事務局へ書類が到着した日）から30日以内に、登録いただいた口座に振込むことにより行います（ただし、換金用伝票その他の書類に不備がある場合はさらに時間を要します）
- ・換金手続きによる入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受け付けます。2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられません。
- ・送付に要する送料は、宿泊施設の負担となります。
- ・精算に係る振込手数料については、事務局が負担する。万が一、虚偽の精算などの悪質な事例が発生した場合には、法的措置をとる場合があります。

### （換金請求に必要な書類）

下記書面を同封してください。

- ・ 換金請求書
- ・ 春旅・夏旅クーポンを同封してください。

【申請書類提出先】やまがた春旅事務局  
 〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目1-1 三ノ丸ビル5階  
 TEL：0570-087-125 FAX：023-608-3389 e-mail：[taikai-yamagata@jtb.com](mailto:taikai-yamagata@jtb.com)  
 ※6月上旬より移転します。TEL、FAX、e-mailの変更はありません。

## その他

- (1) 登録に関する申請書類、実績報告などの提出書類は内容に相違ないように確認の上、署名・捺印をお願いします。  
※ 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
- (2) 制度の趣旨を踏まえ、取扱要領等で定めたルールに則った取組をお願いします。
- (3) 給付金をお客様へ還元せず、対象事業者及び参画事業者の利益とすることは厳禁です。
- (4) その他のご不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。
- (5) 天災、火災、ストライキ、暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、本事業が中止又は一時停止となった場合は、本事業中止に起因する一切の損害賠償について国又は事務局は負わないこととします。

## コールセンター電話番号

●事業者向け ●一般消費者向け

(9時30分～17時30分 全日)

やまがた春旅事務局 コールセンター

**0570-087-125**

※本マニュアルの内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、山形県の方針等を踏まえて変更することがあります。



# スターターキットを事務局から受け取り確認する

## スターターキットを受け取って内容を確認してください

1店舗あたり以下のものを含むスターターキット（1セット）を事務局から配送します。

### ①店舗用 マニュアル

1冊

県民泊まってお出かけキャンペーン  
やまがた夏旅



### ②加盟店案内書

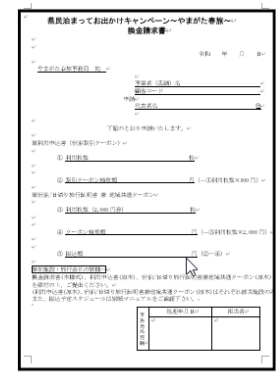
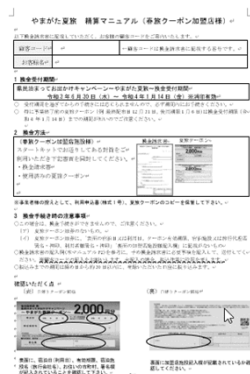
A4紙2枚



### ③精算マニュアル・換金用請求書

精算マニュアル

換金用請求書×10枚



## 事前の準備

### 手順1

やまがた夏旅加盟店案内書を施設の見やすい場所に  
掲示してください



### 手順2

従業員の方に本マニュアルの内容を説明してください

特に夏旅クーポンの利用方法、精算方法についてご説明ください。

### 手順3



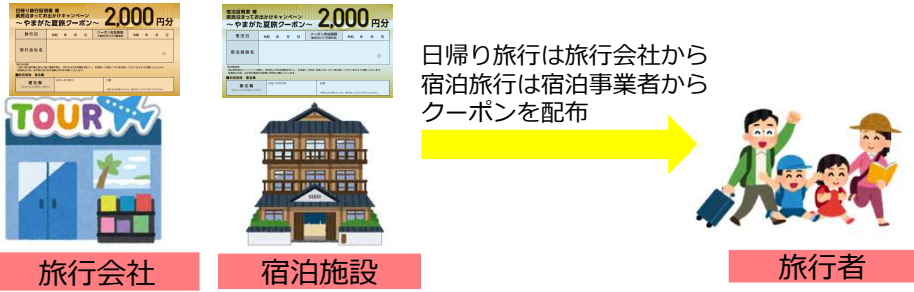
独自の利用ルールがある場合は、  
お客様が認識できるようにしてください

取扱店舗独自で夏旅クーポンを利用できない商品を決める場合や、1回あたりの夏旅クーポン使用限度額を決める場合は、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるように**してください。

また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外を定める場合も同様に、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるように**してください。

# お客様からやまがた夏旅クーポンを受け取る

## やまがた夏旅クーポンの概要

名称	「やまがた夏旅クーポン」	
発行者	やまがた春旅事務局	
発行券種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊証明書兼夏旅クーポン</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券種：2,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行証明書兼夏旅クーポン</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券種：2,000円</li> <li>※旅行会社販売する日帰り旅行商品を購入の場合に発行</li> </ul>
利用期間 (クーポンの有効期間)	宿泊旅行の場合：宿泊日から7日間 ※最終利用日1月6日(木) 日帰り旅行の場合：旅行日から7日間 ※最終利用日1月6日(木)  新型コロナウイルス感染症の状況により、配布及び利用を停止することがあります。	
配布方法 (夏旅クーポン)	事業への参加登録を行った旅行会社、宿泊施設から旅行者へ配布   <p>日帰り旅行は旅行会社から 宿泊旅行は宿泊事業者から クーポンを配布</p>	
利用可能店舗	事務局の登録を受けた店舗・施設等 (土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む)	
給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行代金にかかわらず、お一人様1旅行(泊)あたり2,000円を給付</li> <li>※4,000円以上の宿泊プランや日帰り旅行商品を購入し、当キャンペーンの割引を適用した場合</li> </ul>	

# やまがた夏旅クーポンを旅行者から受け取り後の処理

## 手順4 夏旅クーポンの記入例

### 加盟店施設様でご記入いただく欄

①利用日と店舗名の記入、押印をお願いします。

### 裏面

(利用条件)  
 ・本券にて、1回に限りやまがた夏旅～キャンペーン加盟店施設にて2,000円分の買い物にご利用いただけます。2,000円未満のご利用時にお釣りは出ません。  
 ・本券をご利用いただく際は必ずお住いの市町村とお名前をご署名の上、加盟店施設に提出いただきますようお願いいたします。署名がないものはご利用いただけません。  
 ・本券の盗難、紛失、滅失、又は偽造、変造、複製等に対して事務局で責任は負いません。  
 ・利用有効期限は旅行日より7日間有効です。有効期限を過ぎた場合はご利用いただけません。  
 ・本券を利用して購入した商品または、サービスの返金の額は返金できません。  
 ・利用できる加盟店施設は専用HPにてご確認ください。 <http://yamagata-harutabi.com/>  
 ・不正利用が発見した場合、利用停止の対象となる場合がございます。

(加盟店施設様)  
 ・本券をご提供いただくお客様より2,000円を差し引いた額で精算をお願いします。  
 ・2,000円未満の購入時にお釣りを出す必要はありません。  
 ・利用時の署名確認を行ってください。また署名は無効となりますので、本通であるかどうか必ず確認を行ってください。  
 ・本券の盗難、紛失、滅失、又は偽造、変造、複製等に対して事務局で責任は負いません。  
 ・精算は別冊加盟店施設様マニュアルをご参照いただき、手続きをお願いいたします。

やまがた夏旅  
公式サイト

加盟店施設様 記入欄		記録年月日	担当者
利用日	印	事務開始処理欄	
店舗名			
		顧客コード	

### 表面

### 宿泊施設様・旅行会社様でご記入いただく欄

加盟店施設様の記入は不要

### お客様でご記入いただく欄

①利用いただく際にお住いの市町村と氏名の記入が必要です。  
 お客様にご案内をお願いします。

日帰り旅行証明書 兼  
 県民泊まってお出かけキャンペーン  
 ～やまがた夏旅クーポン～ **2,000**円分

旅行日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 ご旅行日から7日間有効	令和 年 月 日
旅行会社名	印		
署名欄	お住いの市町村	自署	

(旅行会社様)  
 ・本券は旅行会社様ご提供の際に、押印および有効期限を記入し、お客様へ1名様につき1枚お渡しくださいませうお願いいたします。  
 ・偽造防止のため、必ず旅行会社様ご提供の際に、お名前を記入してくださいませうお願いいたします。  
 ・お釣りの発行はございません。

※署名は必ず必要になります。署名がないものはご利用いただけません。

## 手順5 夏旅クーポンの精算

P6に記載した、夏旅クーポンの精算についてご確認ください。  
 および精算マニュアルをご確認ください。